

放光寺浄水場で発生する浄水発生土について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月25日

久留米市企業管理者 徳永 龍一

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度放光寺浄水場浄水発生土有価物処理（第二期）業務委託
- (2) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 搬出場所 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約日の翌日から令和4年3月31日まで
- (5) 予定金額 6,679,200円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 6,072,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (6) 搬出量
 - ア 予定搬出量 1200m³
 - イ 想定搬出回数（10t車）172台
- (7) 搬出方法 別紙「仕様書」のとおり

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 国税（法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう）、道府県税及び都税（事業税をいう）、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による福岡県及び搬出先州市の産業廃棄物収集運搬業（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る）の許可を有すること。

3. 入札説明書等の配布期間、方法

(1) 配布期間 公告日から令和3年7月2日（金）まで。

(2) 取得場所 久留米市放光寺浄水場1階 受付
又は、久留米市企業局ホームページからダウンロードしてください。

4. 暴力団等排除について

久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

入札参加資格申請の際に、暴力団排除に基づく「誓約書（別紙1）」及び「役員等調書及び照会承諾書（別紙2）」を提出しなければならない。

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5. 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を入札書と合わせて提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格審査申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による福岡県及び搬出先州市の産業廃棄物収集運搬業（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る）の許可書の写し。

イ 搬出先事業所の処理能力が予定搬出量の処理を行えることを示す書類。

ウ 搬出先事業所が福岡県外であり、搬出先自治体が県外産業廃棄物の持込みに対し事前協議制度を設けている場合は、事前協議による許可書又は申込書の写し。但し、契約締結ま

でに許可書を提出することとし、許可が得られない場合は入札を無効とする。

- ウ 暴力団排除に基づく「誓約書（別紙１）」及び「役員等調書及び照会承諾書（別紙２）」
- (3) 申請書類に基づく審査結果落札候補者が入札参加資格を有していないときは、その者の行った入札を無効とし、他の物を落札候補者とする。
- (4) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

6. 仕様書等に対する質問

- (1) 質問期間 令和3年6月25日（金） 8：30から、
令和3年7月1日（木） 17：00まで。
- (2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（別紙3）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

久留米市企業局上下水道部浄水管理センター
suidokan@city.kurume.fukuoka.jp
- (3) 質問回答 令和3年7月2日（金） 17：00までに質問者へメールで回答。ただし質問内容によっては、久留米市ホームページにて回答する。

7. 入札説明会 実施しない

8. 入札書の記載

- (1) 入札書（第1号様式）に記載する金額は、各社において設定する収集運搬の単価及び浄水発生土の有価引取に対する単価を根拠とし、予定搬出量に基づき算出した総価を入札金額とする。
- (2) 入札内訳書（別紙4）には、10t車1台あたりの入札者処理施設までの収集運搬単価、及び浄水発生土1m³あたりの有価引取単価と、それぞれの業務期間における料金の総計を記載すること。
- (3) 入札内訳書（別紙4）は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 開札日時及び場所

令和3年7月9日(金) 11:00

久留米市企業局 合川庁舎3階 第1会議室

10. 入札に関する事項

- (1) 郵便による入札とする。
- (2) 入札に参加をする場合は、入札書等提出締切日以内に入札書等を申請書等と合わせて指定の場所へ一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。

ア 入札書等提出締切日：令和3年7月6日(火) (必着)

イ 指定場所：〒839-8501 久留米市合川町2190番地3

久留米市企業局 上下水道部 経理課 宛

- (3) 郵送する際の封筒は、入札書(入札内訳書含)と入札参加資格審査申請書(添付書類含む)をそれぞれ別の長形3号サイズの封筒に封入し、上記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。(大きめの封筒に入札書等の封筒と申請書等の封筒を封入し郵送してもよい)

また、入札書を封入した封筒の表面には入札書在中(赤字)、入札参加資格審査申請書を封入した封筒の表面には入札参加資格審査申請書(赤字)と記入し、それぞれの裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び連絡先電話番号を記入すること。

- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(税抜き金額を入札書に記載すること。)

- (5) 入札書の日付は、入札書作成日を記入ください。
- (6) 入札者は、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- (7) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。
- (8) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- (9) 入札回数は、1回とする。

1 1. 開札の立会

- (1) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。（ただし、1業者1名）
- (2) 立会いを希望するものは、開札日前日までに「2 1. 入札関連書類提出先、問い合わせ先」に連絡すること。
- (3) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせる。
(最低立会い者を2名とする)

1 2. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後から契約締結までの間において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) 入札内訳書(別紙4)を提出しなかったもの、又は押印がないもの。
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

1 3. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。(契約は落札額を構成する単価で行う)
なお、落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書(別紙4)の内容を確認後に決定する。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 前項の規定により落札候補者となった者については、「5. 入札参加資格の確認等」に記載する入札参加資格について審査を行う。
- (4) 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

1 4. 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条の規定により免除。

1 5. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から6日以内にこれを久留米市企業管理者に提出しなければならない。

(1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書(別紙4)の単価とする。

(2) 落札者は、契約書に仕様書及び図面を袋とじしたものを2部作成する。

(3) 「契約書」は、市、契約の相手方各1部を所持する。

1 6. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

1 7. 支払条件

(1) 落札者は毎月末締めにて、当月の産業廃棄物収集運搬マニフェストに基づき、収集運搬回数と有価引取数量を以下の書類提出先に通知するものとする。

ア 提出先 : 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

イ 提出場所 : 〒839-0827 久留米市山本町豊田614 久留米市放光寺浄水場

(2) (1)の書類提出先担当者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、収集運搬費から有価引取費を差し引いた金額を(1)の書類提出先に請求するものとする。

(3) (1)の書類提出先担当者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

1 8. 入札心得

(1) 落札者は、落札日の翌日から数えて6日以内(期間の満了日が久留米市の休日を定める条例(平成元年久留米市条例第35号)第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで)に、久留米市所定の契約書により契約締結すること。

(2) 落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
但し、久留米市契約事務規則第27条に該当する場合は免除する。

(3) 契約条項を示す場所

久留米市企業局 上下水道部 浄水管理センター (久留米市企業局放光寺浄水場1階)

19. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20. その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (7) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (10) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによること。

21. 入札関連書類提出先、問い合わせ先

久留米市企業局 上下水道部 経理課（久留米市企業局合川庁舎3階）

〒839-8501

福岡県久留米市合川町2190番地3

電話 0942-30-8506

FAX 0942-30-8570

E-MAIL keiri@city.kurume.fukuoka.jp

※ 上下水道部経理課での書類等の取得、問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9：00から17：00までとする。